

#### ④上制限手数料【受付手数料併用型】

様式例第2号

### 手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

#### 1 受付手数料

求人又は求職の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付	1件につき	690	円	(消費税相当分を含む。)	を求人者から
求職の受付	1件につき	690	円	(消費税相当分を含む。)	を求職者から

(求職の場合は、職種が、芸道家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキンに限る。)

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

求職者から求職者受付手数料を徴収する場合(上記6職種に限られる)には、手数料表の中に、徴収する旨の記載が必ず必要です。(免税事業者:上限660円)  
※届け出た取扱職種との整合性に注意してください。

求人の申し込みを受理した場合に、上制限手数料と組み合わせて徴収することができます。

#### 2 上制限紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の**10.8%**(消費税相当分を含む。)に相当する額(2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額。

① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の**10.8%**(消費税相当分を含む。)に相当する額

※免税事業者:上限10.3%

② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の**14.5%**(消費税相当分を含む。)に相当する額

※免税事業者:上限13.8%

(注)「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

許可番号 46-ユ-000000

所在地 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 〇〇ビル1階

事業所名 株式会社 紹介鹿児島 西千石支店